

---

---

# 第49期

## 定時株主総会 招集ご通知

---

---

### 開催日時

2019年12月19日(木曜日)  
午前10時(受付開始午前9時)

### 開催場所

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号

**吉祥寺第一ホテル**  
八階「天平の間」

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する  
対応策(買収防衛策)の更新の件

株主各位

証券コード 6871  
2019年11月28日

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号  
株式会社 日本マイクロニクス  
代表取締役社長 **長谷川 正義**

## 第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月18日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2019年12月18日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1</b> 日 時	2019年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時00分）
<b>2</b> 場 所	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号 吉祥寺第一ホテル 八階 「天平の間」 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
<b>3</b> 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第49期（2018年10月1日から2019年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第49期（2018年10月1日から2019年9月30日まで） 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件</p>

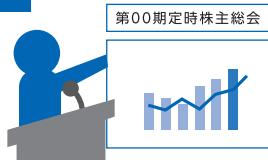
以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mjc.co.jp>）に掲載しておりますので本招集通知には記載しておりません。
  - ・ 事業報告の「新株予約権等の状況」および「株式会社の支配に関する基本方針について」
  - ・ 連結計算書類の「連結注記表」
  - ・ 計算書類の「個別注記表」
 従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mjc.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

## A

### 株主総会へ出席する場合

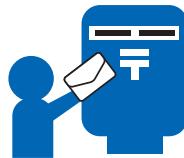


第00期定時株主総会

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## B

### 議決権行使書を郵送する場合



議案の賛否を表示の上、2019年12月18日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書のご記入方法については、以下をご参照ください。

## C

### インターネット等による議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2019年12月18日(水曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書		議案に別する賛否		基準日現在のご所有株式数	
株式会社日本マイクロニクス 御中					
株主総会日	議決権の数	第1号議案	賛	否	議決権の数
2019年12月19日	株	第2号議案	賛	否	株
私は上記期間の定時株主総会(議決会または延会の場合を含む)の議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。					
2019年 月 日					
		第3号議案	賛	否	議決権の数に1票となります。
		第4号議案	賛	否	
		第5号議案	賛	否	

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席できない場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使ください。
  - ① 投票期限: 2019年12月18日(水曜日)午後5時30分  
投票期限に投票する場合は、以下のいずれかの方法で投票してください。  
② ネット投票: <https://evote.tr.mufg.jp/> にログインして投票してください。ネット投票は、インターネット上の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」を入力して投票してください。
  - ③ 第3号議案および第4号議案において、候補者(一部)に対して、集まる議決権の数の多い順に、株主総会参加数順の候補者番号をご記入ください。

ログイン用QRコード  
 見本  
 ログインID  
 仮パスワード

株式会社日本マイクロニクス

### 【第1号議案】【第2号議案】【第5号議案】

賛成の場合 → “賛”に○印  
否認する場合 → “否”に○印

### 【第3号議案】【第4号議案】

全員賛成の場合 → “賛”に○印  
全員否認する場合 → “否”に○印  
一部の候補者を  
否認する場合 → “賛”に○印をし、否認する  
候補者の番号を記入

インターネットによる議決権行使に必要な、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- インターネットによる議決権行使は、2019年12月18日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

#### システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク  
三菱UFJ信託銀行株式会社 電話 **0120-173-027**  
証券代行部 受付時間 9:00～21:00 通話料無料

※機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて  
（株）ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

# 第49期定時株主総会招集ご通知

## 目 次

株主総会参考書類	1
(添付書類)	
事業報告	26
1. 企業集団の現況に関する事項	26
(1) 当連結会計年度の事業の状況	26
(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況(企業集団)	28
(3) 重要な親会社および子会社の状況	30
(4) 主要な事業内容	30
(5) 主要な営業所および工場等	31
(6) 使用人の状況	32
(7) 主要な借入先の状況	32
2. 会社の現況	33
(1) 株式の状況	33
(2) 会社役員の状況	34
(3) 会計監査人の状況	37
(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	38
連結貸借対照表	42
連結損益計算書	43
連結株主資本等変動計算書	44
貸借対照表	45
損益計算書	46
株主資本等変動計算書	47
連結計算書類に係る会計監査報告	48
計算書類に係る会計監査報告	49
監査役会の監査報告	50

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営体質の強化を図るための財務状況および業績動向等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への適切かつ安定した利益還元を経営の最重要課題の一つとしております。

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき10円 配当総額は381,573,210円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年12月20日

## 1. 提案の理由

(1) 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりますが、事業のグローバル化が進展する中、業績等経営情報開示のさらなる適時・適切化を図るため、グループとして決算期を12月31日に統一し、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第11条、第13条、第44条、第45条および第46条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第50期は、2019年10月1日から2020年12月31日までの15か月決算となりますので、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 取締役および監査役が、その期待される役割を充分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。また、有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役および全ての監査役との責任限定契約を締結できるよう、現行定款第30条（社外取締役の責任限定契約）および第40条（社外監査役の責任限定契約）の規定の変更をするものであります。なお、取締役に関するこれらの規定の新設および変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 機動的な資本政策および配当政策を図る観点から、剰余金の配当等を株主総会決議だけでなく、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議により行うことを可能にするため、変更案のとおり定款第45条（剰余金の配当等の決定機関）および第46条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第45条（剰余金の配当）および第46条（中間配当金）を削除するものであります。

(4) その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第10条 (省 略)</p> <p>第11条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって予め公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>第13条 (招 集)</p> <p>定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第20条 (省 略)</p> <p>第21条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条～第29条 (省 略)</p> <p>第30条 (社外取締役の責任限定契約) (新 設)</p>	<p>第1条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (現行どおり)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (招 集)</p> <p>定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (取締役の任期) (現行どおり)</p> <p>第22条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第39条 (省 略) 第40条 (社外監査役の責任限定契約) (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第41条 (省 略) 第42条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第43条 (省 略) 第44条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第39条 (現行どおり) 第40条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第41条 (現行どおり) 第42条 (会計監査人の任期) (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり) 第44条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第45条（剰余金の配当）  <u>当社は、株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>            （新 設）</p> <p>第46条（中間配当金）  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>            （新 設）</p> <p>第47条（配当金の除斥期間等）  <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u>            2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息はつけない。</p>	<p>（削 除）</p> <p>第45条（剰余金の配当等の決定機関）  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によるほか、取締役会の決議によって定めることができる。</u>            （削 除）</p> <p>第46条（剰余金の配当の基準日）  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u>            2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u>            3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第47条（配当金の除斥期間等）  <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u>            2 未払の<u>配当金</u>には利息はつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>附 則</p> <p>第 1 条  <u>第11条、第45条および第46条の規定の変更は、  2020年1月1日からその効力を生じる。</u></p> <p>第 2 条  <u>第13条の規定の変更は、2020年4月1日からその  効力を生じる。</u></p> <p>第 3 条  <u>第21条の規定にかかわらず、2019年12月19日開催  の第49期定時株主総会において選任された取締役の  任期は、第50期事業年度に関する定時株主総会の終結  の時までとする。</u></p> <p>第 4 条  <u>第42条の規定にかかわらず、2019年12月19日開催  の第49期定時株主総会において再任された会計監査  人の任期は、第50期事業年度に関する定時株主総会の  終結の時までとする。</u></p> <p>第 5 条  <u>第44条の規定にかかわらず、第50期事業年度は、  2019年10月1日から2020年12月31日までの15ヶ  月間とする。</u></p> <p>第 6 条  <u>本附則は、第50期事業年度に関する定時株主総会終結  後これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況	
1	はせがわ まさよし 長谷川 正 義	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	さいとう ふとる 齋藤 太	専務取締役 専務執行役員 管理本部長	再任
3	いがらし たかひろ 五十嵐 隆 宏	常務取締役 常務執行役員 プロブカード事業部長	再任
4	そとかわ こう 外川 孝	取締役 上席執行役員 プロブカード事業部 青森統括部長	再任
5	かん きさん 姜 鎭 相	取締役 上席執行役員 MEK Co., Ltd. 代表理事	再任
6	まる やま つとむ 丸 山 力	社外取締役 徳島県最高情報統括監 (株)アイ・オー・データ機器 社外取締役	社外取締役 再任
7	ふる やま みつる 古 山 充	社外取締役 コアサプライ(株) 代表取締役	社外取締役 再任
8	たなべ えい たつ 田 辺 英 達	社外取締役 (株)パンフィールドコーポレーション 代表取締役社長 (株)ニューテック 社外監査役	社外取締役 再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	はせがわ まさよし <b>長谷川 正義</b> (1967年7月3日)	1990年 4月 国際証券(株) (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 1994年11月 セキテクノトロン(株) (現コーンズテクノロジー(株)) 入社 1998年 3月 当社入社 2001年12月 当社取締役 商品企画部長 2004年12月 当社常務取締役 商品企画部長 兼 半導体機器事業部パッケージプロープ統括部長 2005年 4月 当社常務取締役 半導体機器事業部青森工場長 兼 半導体機器生産管理統括部長 2005年12月 当社代表取締役副社長 2007年 4月 当社代表取締役社長 2010年12月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	2,496,860株
	取締役候補者とした理由	当社の代表取締役に就任以来、それまでの経験を活かしつつ、強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に大きな役割を果たしました。今後、当社グループの更なる企業価値向上の牽引者として、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さいとう ふとる <b>齋藤 太</b> (1953年10月6日)	1977年 4月 荏原インフィルコ(株) (現(株)荏原製作所) 入社 2007年 8月 当社入社 当社管理本部経理部担当部長 2007年10月 当社管理本部経理部長 2010年12月 当社執行役員 企画管理本部経理部長 2011年12月 当社取締役 上席執行役員 企画管理本部経理部長 2012年10月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長 2012年12月 当社取締役 執行役員 管理本部長 2013年12月 当社常務取締役 常務執行役員 管理本部長 2014年12月 当社専務取締役 専務執行役員 管理本部長 2018年10月 当社専務取締役 専務執行役員 管理本部長兼人事総務統括部長 2019年10月 当社専務取締役 専務執行役員 管理本部長（現任）	42,300株
	取締役候補者とした理由	当社グループ内で管理本部および経理財務部門の責任者を務めるなど、経営および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営の推進およびグループ各社の業務効率化の推進役として、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	い が ら し た か ひ ろ <b>五十嵐 隆宏</b> (1963年11月15日)	1995年 1月 (株)ナイツ入社 1996年11月 当社入社 2002年10月 当社P B事業本部P B営業統括部P B海外営業部長 2005年 4月 当社半導体機器事業部パッケージプローブ統括部長 兼 P B海外営業部長 2008年 1月 当社半導体機器事業部営業統括部長 兼 海外営業部長 2009年12月 当社取締役 半導体機器事業部営業統括部長 兼 第二営業部長 2010年12月 当社取締役 上席執行役員 半導体機器事業部営業統括部長 2012年10月 当社取締役 上席執行役員 プローブカード事業部長 兼 営業統括部長 2012年12月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部長 兼 営業統括部長 2014年10月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部長 2014年12月 当社常務取締役 常務執行役員 プローブカード事業部長 (現任)	36,500株
	取締役候補者とした理由	国内事業・海外事業などの各部門で豊富な経験と見識を有しており、プローブカード事業部長として、既存事業の発展に多大な貢献をした実績があり、これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上と更なる事業の発展に際し、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	そ と か わ こう <b>外川 孝</b> (1963年12月2日)	1984年 6月 (株)日本セミコン (現当社) 入社 2001年 4月 当社青森P B製造部長 2003年 2月 当社P B事業本部熊本T L第3P B製造部長 2005年 4月 当社半導体機器事業部P S製造部長 2010年 1月 MEK Co., L t d. 出向 2013年10月 当社プローブカード事業部メモリー統括部副統括部長 2013年12月 当社執行役員 プローブカード事業部メモリー統括部副統括部長 2014年10月 当社執行役員 プローブカード事業部ロジック統括部長 2015年12月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部ロジック統括部長 2016年10月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部青森統括部長 2018年12月 当社取締役 上席執行役員 プローブカード事業部青森統括部長 (現任)	8,900株
	取締役候補者とした理由	国内事業・海外事業などの各部門で豊富な経験と見識を有し、また新たな需要の創造に向けた製品開発に実績があり、これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上と更なる事業の発展に際し、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	かん き さん <b>姜 鎮相</b> (1958年2月8日)	1983年 8月 Samsung Electronics Co.,Ltd.入社 1986年 2月 同社Wafer Test Engineer 1988年 9月 同社Assistant Manager 1990年 9月 同社Manager 1995年 7月 同社General Manager 2005年 1月 同社Vice Present in the Test Technology Team 2009年 1月 同社Consultant 2011年 1月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員 MEK Co. , L t d. 代表理事 2018年12月 当社取締役 上席執行役員 MEK Co. , L t d. 代表理事 (現任)	-
	取締役候補者とした理由	半導体・電子機器事業の技術者および経営幹部としてのグローバルで豊富な経験と見識を有し、これを新たな需要の創造に向けた製品開発・市場開拓に活かせることから、今後の当社グループの企業価値向上と更なる事業の発展に際し、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	まるやま つとむ <b>丸山 方</b> (1945年11月30日)	1971年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 1994年 1月 同社取締役/パーソナル・コンピュータ開発製造本部長 1998年 4月 同社常務取締役ディスプレイ事業担当 1999年 1月 同社専務取締役開発製造担当 2001年 4月 同社取締役副社長開発製造担当 2004年 3月 同社技術顧問 2004年 6月 (株)アプティ (現(株)JBアドバンスト・テクノロジー) 非常勤取締役 2004年12月 当社社外取締役 (現任) 2005年 6月 (株)ウイルコム技術顧問 2005年10月 東京大学大学院工学系研究科特任教授 2006年 4月 徳島県最高情報統括監 (現任) 2007年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)顧問 2016年 9月 (株)アイ・オー・データ機器 社外取締役 (現任)	30,000株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営者および技術者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<p>ふるやま みつる <b>古山 充</b> (1951年4月29日)</p>	<p>1978年 3月 セキテクノトロン(株) (現コーンズテクノロジー(株)) 入社 1993年 5月 同社取締役 1996年 4月 同社常務取締役 2003年 8月 (株)レイテックス入社 同社取締役 2010年 4月 コアサプライ(株) 代表取締役 (現任) 2010年12月 当社社外監査役 2012年12月 当社社外取締役 (現任)</p>	2,000株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選定しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	<p>たなべ えいたつ <b>田辺 英達</b> (1947年3月4日)</p>	<p>1970年 5月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1990年 9月 カナダ三菱銀行 頭取 兼 トロント支店長 1993年11月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 本店営業第四部長 1996年 4月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 船場支店長 1999年 6月 (株)田中化学研究所 取締役 経営企画室長 2003年 4月 同社常務取締役コーポレート部門長 兼 経理部長 2008年 8月 (株)ペンフィールドコーポレーション 代表取締役社長 (現任) 2009年 5月 (株)ニューテック 社外監査役 (現任) 2017年12月 当社社外取締役 (現任)</p>	2,000株
	社外取締役候補者とした理由	実務経験における財務および会計に関する相当程度の知見を有し、且つ会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選定しました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 丸山力氏は、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年です。
4. 古山充氏は、過去に当社の社外監査役としての在任期間が2年あり、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年です。
5. 田辺英達氏は、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年です。
6. 当社と丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### 第4号議案

### 監査役3名選任の件

2016年12月20日付定時株主総会において選任された監査役全員（3名）の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、監査役全員（3名）は、当社の事業年度の末日を9月30日から12月31日に変更することを内容に含む第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況		
1	にい はら しん いち 新 原 伸 一	常勤監査役		再任
2	ひじ や けん ご 土 屋 健 吾	社外監査役 土屋税理士事務所 代表	社外監査役	再任
3	うち やま ただ あき 内 山 忠 明	社外監査役 内山法律事務所 所長	社外監査役	再任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	にいほら しんいち <b>新原 伸一</b> (1955年4月5日)	1978年 4月 (株)東京銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1991年 8月 同行資本市場第一部 部長代理 1993年 8月 同行営業第一部 部長代理 2000年 8月 同行バンコック支店 副支店長 2004年 6月 同行融資部臨店指導室 主任調査役 2006年 7月 シャープ(株)入社 海外事業本部管理統轄 2010年 4月 同社経理本部副本部長 (IR担当) 2013年 4月 同社執行役員中国代表 兼 夏普(中国)投資有限公司 董事長 兼 総経理 2016年11月 当社入社 2016年12月 当社常勤監査役 (現任)	-
	監査役候補者とした理由	金融機関および事業会社において長年に亘る実務を経験、財務および会計に関する相当程度の見識があり、当社において、経営の客観的、かつ、中立的な監査に適任と判断しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ひじや けんご <b>土屋 健吾</b> (1944年9月24日)	1963年 4月 広島国税局総務部入局 2002年 7月 川崎北税務署長 2003年 7月 退職 2003年 9月 土屋税理士事務所 代表 (現任) 2004年12月 当社社外監査役 (現任)	4,000株
	社外監査役候補者とした理由	過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士としての経験を有し、財務および会計に関する豊富な見識があり、また人格にも優れ、当社において、経営の客観的、かつ、中立的な監査に適任と判断しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	うちやま ただあき <b>内山 忠明</b> (1946年8月19日)	1976年 4月 司法修習終了 1976年 4月 東京都総務局入庁 1990年 4月 特別区人事厚生事務組合法務部長 兼 (財)特別区協議会 法務調査室長 2000年 4月 日本大学法学部教授 2000年 4月 弁護士登録 内山法律事務所 所長 (現任) 2003年 4月 日本大学大学院法務研究科教授 2012年12月 当社社外監査役 (現任)	-
	社外監査役候補者とした理由	過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士、大学教授としての経験・見識が豊富であり、人格に優れ、当社において、経営の客観的、かつ、中立的な監査に適任と判断しました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 土屋健吾氏および内山忠明氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、土屋健吾氏および内山忠明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 3. 土屋健吾氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年であります。  
 4. 内山忠明氏は、現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。  
 5. 当社は、土屋健吾氏および内山忠明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、新原伸一氏が選任された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、両氏の間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社が、2017年11月14日付取締役会において更新を決議し、同年12月19日付定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の有効期間は、前定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、2019年7月26日付「決算期（事業年度の末日）の変更に  
関するお知らせ」および2019年11月14日付「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、同年12月19日開催予定の当社第49期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において第2号議案「定款一部変更の件」についてご承認をいただき、当社の事業年度の末日が2020年12月31日へと変更された場合には、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもって失効することになります。

この旧プランの失効を受け、当社は、2019年11月14日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会において第2号議案「定款一部変更の件」および本更新（以下に定義されます。）について株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として、旧プランを更新すること（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。なお、本プランについて、旧プランの内容から実質的な変更はございません。

つきましては、株主の皆様の本更新についてのご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

#### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が他社に優越する技術力・生産力等を維持し、企業価値を確保・向上させるためには、中長期的視野で新技術の実現や人材の育成に努めること、それにより培われた技術資産や人的資産、設備資産の結集で顧客にベネフィットを提供すること、およびこの方針を支える企業文化を維持することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の提案を受けている事実はありません。

## 2. 提案の内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等(注1)の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者

等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

## （2）本プランの発動に係る手続

### （a）対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)「独立委員会の勧告」に定義されます。以下同じとします。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

### （b）意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、

日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

#### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については注9を、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については注10を、それぞれご参照ください。）に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

#### 記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注11）、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注12）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）
- ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額およびその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無およびその内容
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者等に対する対応方針

- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
  - ⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
    - 独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。
  - ② 独立委員会による検討等
    - 独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。
    - 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。
    - また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。
    - なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

上記の手続を踏まえ、独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社

取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由②（以下「発動事由②」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、当該実施に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

#### (g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 上記(e)に従い、独立委員会において、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii) ある買付等について発動事由②の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で株主意思を確認する

ことが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（注14）（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、ならびに独立委員会検討期間を延長する場合はその期間および理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由①

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由②

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却

を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式（注15）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注16）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注17）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注18）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注19）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には（注20）、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 本プランの有効期間、廃止、修正および変更  
本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、2022年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。  
但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。  
また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。  
当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。
- (6) 法令の改正等による修正  
本プランで引用する法令の規定は、2019年11月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注1 当社は、2009年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

- 注6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 注9 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
  - ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
  - ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定等を行う。
  - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- 注10 第3号議案「取締役8名選任の件」第4号議案「監査役3名選任の件」および本議案をご承認いただいた際の、独立委員会の委員には、丸山力氏、土屋健吾氏および内山忠明氏が選任される予定です。丸山氏の略歴は本招集ご通知10頁に、土屋氏および内山氏の略歴は本招集ご通知13頁に、それぞれ記載のとおりです。
- 注11 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- 注12 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- 注13 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- 注14 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。
- 注15 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。
- 注16 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 注17 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割



(添付書類)

# 事業報告 (2018年10月1日から2019年9月30日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の激化や英国の欧州連合離脱等をめぐる混乱により不透明な状況が続いており、特に製造業においては外需の軟化により景況感が悪化しました。一方、日本国内におきましては、人手不足等を背景に雇用・所得環境は安定しておりますが、先行き不透明な海外情勢等もあり、製造業を中心に業況指数の低下が見られました。

半導体市場は、車載デバイスや産業機器等、アプリケーションの種類が広がったことで、非メモリの需要は堅調に推移しましたが、スマートフォン需要の停滞やデータセンター投資の低迷により、メモリ需要は軟調となりました。FPD分野においては、OLED、LCDともに需要は横ばいで推移しているものの、中国メーカーによるG10.5基板LCDやG6基板OLED投資が進んだことで、供給過剰な市場となりました。

このような状況の下、当社グループは、長期的に当社が目指す姿を纏めた『MJC Future Vision』を2018年9月期に策定・公表し、「QDCCSSを更に推し進めて品質と納期での競争力を高め、市場へ安心・安全を提供する事で『より豊かな社会の発展に貢献』する」企業を目指す活動に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高27,954百万円（前期比7.1%減）、営業利益1,466百万円（前期比54.1%減）、経常利益1,626百万円（前期比52.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益879百万円（前期比64.7%減）となりました。

#### 企業集団の事業別売上高

事業区分	第48期 2017年10月1日から 2018年9月30日まで		第49期(当連結会計年度) 2018年10月1日から 2019年9月30日まで		前期比 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
プローブカード事業	25,415	84.5	25,544	91.4	0.5
T E 事業	4,675	15.5	2,409	8.6	△48.5
合計	30,091	100.0	27,954	100.0	△7.1

## ② 設備投資の状況

当社グループでは、製品の性能向上や生産合理化、新製品の量産化等に対処するために総額2,618百万円の設備投資を実施致しました。主な内容は、青森工場および大分テクノロジーラボラトリーの生産設備等1,881百万円等であります。

(単位：百万円)

区分	金額	主な内容
建物及び構築物	221	大分テクノロジーラボラトリー 110 青森工場 77 本社 30
機械装置及び 運搬搬入用具	1,869	青森工場 1,083 大分テクノロジーラボラトリー 574 MEK Co.,Ltd. 191
工具器具備品	386	青森工場 123 大分テクノロジーラボラトリー 100 本社 96 MEK Co.,Ltd. 58
その他	140	無形固定資産の増加 116 土地の購入 38 建設仮勘定の減少△29
計	2,618	

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、長期的に当社が目指す姿をまとめた『MJC Future Vision』の二年目として、将来の事業を見据え積極的な投資を計画的に実施しました。プローブカード事業においては、ロジック分野は伸び悩みましたが、メモリ分野においては、技術や品質はもとより、常に変化する納期に関する顧客の要望を満たすことでリーディングカンパニーとしての地位を維持しました。一方、T E 事業では、半導体検査装置が需要の停滞で厳しい状況でしたが、F P D 関連において、既存ビジネスを維持しつつも新たな顧客の開拓において進捗がありました。また、2018年度に新設した新事業研究開発本部において、既存要素技術や新分野の研究開発を進めました。

引き続き、『MJC Future Vision』で掲げた「QDCCSSを更に推し進めて品質と納期での競争力を高め、市場へ安心・安全を提供する事で『より豊かな社会の発展に貢献』する」企業を目指し、次の重点施策に取り組んでまいります。

### <成長のコンセプト>

- ・強みである技術力、開発力を更に進化させ、顧客に最高のベネフィットを提供致します。
- ・QDCCSSを始めとする企業文化を追求し、ブランド力を更に高め、全世界のMJC拠点においてサービス向上を目指します。
- ・内外各種研修の充実により、グローバルに活躍する人財を育成し、更に企業価値を高めます。

### <プローブカード事業>

- ・リーディングカンパニーとしてその名に恥じない地位を維持致します。
- ・ロジック製品の販売拡大でロジック市場でのシェアを拡大していきます。
- ・グローバル展開による海外対応力の強化を推進します。

### <TE事業>

- ・安定的な収益の確保を目指します。
- ・新規事業（製品）の育成と収穫を図っていきます。
- ・事業（製品）の選択と集中を進めていきます。

### <新事業研究開発>

#### 二次電池研究開発

- ・原理の解明による技術課題を解決していきます。
- ・特長を活かしたアプリケーションの探索による優位性のある市場を目指します。

#### 既存要素技術および新分野開発

- ・既存製品の先端技術に向けた研究開発を継続していきます。
- ・新たな事業を開拓するための新分野研究開発を推進します。

株主の皆様におかれましては、今後ともご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況（企業集団）

#### 売上高

（単位：百万円）



#### 経常利益

（単位：百万円）



#### 親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）



## ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	第46期 (2016年9月期)	第47期 (2017年9月期)	第48期 (2018年9月期)	第49期 (当連結会計年度) (2019年9月期)
売上高 (百万円)	26,047	28,455	30,091	27,954
経常利益 (百万円)	1,493	1,573	3,440	1,626
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	524	1,154	2,489	879
1株当たり当期純利益 (円)	13.24	29.56	63.90	22.97
純資産 (百万円)	22,846	23,281	25,099	22,825
総資産 (百万円)	35,760	36,502	36,899	34,244
1株当たり純資産額 (円)	542.04	564.55	617.19	590.53

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## ② 当社の財産および損益の状況の推移

項目	第46期 (2016年9月期)	第47期 (2017年9月期)	第48期 (2018年9月期)	第49期 (当事業年度) (2019年9月期)
売上高 (百万円)	20,715	23,991	26,194	23,589
経常利益 (百万円)	752	931	2,710	1,435
当期純利益 (百万円)	598	1,066	2,754	1,291
1株当たり当期純利益 (円)	15.11	27.31	70.72	33.74
純資産 (百万円)	19,471	19,541	22,032	21,266
総資産 (百万円)	30,262	31,180	33,305	31,799
1株当たり純資産額 (円)	487.17	496.67	559.27	549.67

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
美科樂電子股份有限公司 (英文名：TAIWAN MJC CO.,LTD.)	125,000千台湾ドル	100.0%	LCD検査機器等の設計・製造・販売・メンテナンスおよびプローブカード等の販売・メンテナンス
邁嘉路微電子(上海)有限公司 (英文名：CHINA MJC CO.,LTD.)	500千米ドル	100.0%	LCD検査機器等の販売およびメンテナンス
MJC Electronics Corporation	2,000千米ドル	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス
MJC Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス
MEK Co.,Ltd.	5,000百万韓国ウォン	100.0%	プローブカード等の製造・販売・メンテナンスおよびLCD検査機器等の販売・メンテナンス
昆山麥克芯微電子有限公司 (英文名：MJC Microelectronics (Kunshan) Co.,Ltd.)	4,900千米ドル	100.0%	プローブカード等の設計・製造・販売およびメンテナンス
MJC ELECTRONICS ASIA PTE.LTD.	60万 シンガポールドル	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の7社であります。

2. MEK Co.,Ltd.は、2019年9月に当社の100%出資子会社となっております。

### (4) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

当社グループが営む主な事業の内容は次のとおりであります。

- ① プローブカード事業……主要な製品は半導体計測器具等であります。
- ② T E 事業……主要な製品はLCD検査機器、半導体検査機器等であります。

## (5) 主要な営業所および工場等 (2019年9月30日現在)

## ① 当社の営業所および工場等

本社 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号

## 営業所

名称	所在地	名称	所在地
青森営業所	青森県平川市	大分営業所	大分県大分市
関西出張所	兵庫県神戸市兵庫区	熊本営業所	熊本県熊本市中央区

## 工場等

名称	所在地	名称	所在地
青森工場	青森県平川市	青森松崎工場	青森県平川市
大分テクノロジーラボラトリー	大分県大分市		

## ② 子会社の営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
美科樂電子股份有限公司 (英文名: TAIWAN MJC CO.,LTD.)	台湾新竹縣 竹北市	邁嘉路微電子(上海)有限公司 (英文名: CHINA MJC CO.,LTD.)	中国上海市
MJC Electronics Corporation	米国テキサス州	MEK Co.,Ltd.	韓国京畿道富川市
MJC Europe GmbH	独逸バイエルン州	MJC ELECTRONICS ASIA PTE.LTD.	シンガポール
昆山麥克芯微電子有限公司 (英文名: MJC Microelectronics (Kunshan) Co.,Ltd.)	中国江蘇省		

## (6) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

### ① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロープカード事業	1,150名	149名増
T E 事業	173名	17名増
全社 (共通)	133名	5名増
合 計	1,456名	171名増

(注) 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### ② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,140名	148名増	36.7歳	12.5年

(注) 使用人数には、パートタイマーおよび社外への出向者を含んでおりません。

## (7) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	407
株式会社三井住友銀行	265
株式会社日本政策投資銀行	220

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 144,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 40,025,316株  |
| ③ 株主数      | 14,065名      |

#### ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
長谷川 正義	2,496	6.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,307	6.04
日本生命保険相互会社	1,685	4.41
株式会社三菱UFJ銀行	1,331	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,283	3.36
長谷川 勝美	1,186	3.11
長谷川 丈広	1,184	3.10
MTKアセット株式会社	1,116	2.92
長谷川 義榮	941	2.46
株式会社三井住友銀行	739	1.93

(注) 1. 当社は、自己株式を1,867,995株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況 (2019年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 正義	社長執行役員
専務取締役	齋 藤 太	専務執行役員 管理本部長 兼 人事総務統括部長
常務取締役	五十嵐 隆 宏	常務執行役員 プローブカード事業部長
取締役	外 川 孝	上席執行役員 プローブカード事業部 青森統括部長
取締役	姜 鋳 相	上席執行役員 MEK Co., Ltd.代表理事
取締役	丸 山 力	徳島県最高情報統括監、(株)アイ・オー・データ機器 社外取締役
取締役	古 山 充	コアサプライ(株) 代表取締役
取締役	田 辺 英 達	(株)ペンフィールドコーポレーション 代表取締役社長、(株)ニューテック 社外監査役
常勤監査役	新 原 伸 一	
監査役	土 屋 健 吾	土屋税理士事務所代表
監査役	内 山 忠 明	内山法律事務所所長

(注) 1. 取締役丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏は社外取締役であります。

2. 監査役土屋健吾氏および内山忠明氏は社外監査役であります。

3. 当社は、取締役丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏ならびに監査役土屋健吾氏および内山忠明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役新原伸一氏および監査役土屋健吾氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役新原伸一氏は、金融機関および事業会社において長年に亘る実務を経験、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役土屋健吾氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
野 村 伸 二	2018年12月20日	任期満了	常務取締役

7. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当を以下のとおり変更しております。

氏名	新役職名および担当	旧役職名および担当	異動年月日
齋藤 太	専務取締役 専務執行役員 管理本部長	専務取締役 専務執行役員 管理本部長兼人事総務統括部長	2019年10月1日

## ② 取締役および監査役の報酬等の額 当事業年度に係る報酬等の総額

	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	201百万円 (17百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	20百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	12名 (5名)	222百万円 (26百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に對して使用人分給と相当額12百万円を支払っております。
2. 2015年12月22日開催の第45期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）であります。ただし、使用人兼務取締役に對する使用人分給と相当額、および別枠で発行の都度、株主総会にて決議をいただいておりますストック・オプションによる報酬額は、この報酬限度額には含んでおりません。
3. 1996年12月19日開催の第26期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内であります。
4. 上記支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与26百万円（取締役8名に對し26百万円（うち社外取締役3名に對し2百万円））
  - ・自社株取得目的報酬による報酬額18百万円（取締役5名に對し18百万円）
  - ・ストック・オプションによる報酬額4百万円（取締役6名に對し4百万円）
5. 取締役の報酬等の額には、2018年12月20日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役丸山力氏は、徳島県最高情報統括監および(株)アイ・オー・データ機器社外取締役であります。当社は、徳島県および(株)アイ・オー・データ機器とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役古山充氏は、コアサプライ(株)の代表取締役であります。当社は、コアサプライ(株)とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役田辺英達氏は、(株)ペンフィールドコーポレーションの代表取締役社長および(株)ニューテックの社外監査役であります。当社は、(株)ペンフィールドコーポレーションおよび(株)ニューテックとは特別の利害関係はありません。
- ・監査役土屋健吾氏は、土屋税理士事務所代表であります。当社は、土屋税理士事務所とは特別の利害関係はありません。
- ・監査役内山忠明氏は、内山法律事務所所長であります。当社は、内山法律事務所とは特別の利害関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 丸 山 力	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100％）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取締役 古 山 充	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100％）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取締役 田 辺 英 達	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100％）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
監査役 土 屋 健 吾	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100％）に出席し、監査役会12回すべて（100％）に出席しております。また、取締役会および監査役会において、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行っております。
監査役 内 山 忠 明	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100％）に出席し、監査役会12回すべて（100％）に出席しております。また、取締役会および監査役会において、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行っております。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

#### ② 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社であるMEK Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務として、原価計算制度に関する助言について対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人の選任議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」として取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を定め、その実施を継続的な取組みとし、毎事業年度、見直しを諮っております。経営会議やコンプライアンス委員会等各種委員会において、その進捗状況および内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正・改善状況ならびに、適宜、講じられた再発防止策への取組み状況の報告を求め、運用状況についてのモニタリングを行っております。また、その結果を取締役に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の運用状況につきましては、次のとおりです。

- ・個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、eラーニングによる教育を継続するとともに、法令・社内規程および企業倫理等、当社グループ全役職員が遵守すべき行動原則を定めたMJC行動規範（MJCコンプライアンスハンドブック）を使い、コンプライアンス意識の深耕に注力し、コンプライアンス体制の徹底を図りました。
- ・リスクマネジメント委員会を2回開催し、事業継続に影響を及ぼす様々なリスクを低減することを目的とした全社横断のワーキング・グループの活動報告を行い、経営上の様々なリスクに的確に対応する体制づくりに努めました。
- ・役員および全従業員に対して外部講師による研修を実施し、ハラスメント防止の取組みに注力いたしました。
- ・企業秘密・情報セキュリティ管理規程を改正し、情報漏洩対策を強化いたしました。
- ・当社グループにおける業務の適正を確保するために、当社監査役会は、当社代表取締役社長との意見交換会を定期的で開催する他、当社および子会社間で行うグループ監査役連絡会を開催し、経営課題の把握と対応方針について討議いたしました。
- ・更に、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止へ取組みを実施してまいりました。

よって、当事業年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

なお、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を定めるとともにすべての役員および従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定しております。また、直接従業員から通報相談を受付けるMJCヘルプラインを設け、法令違反またはMJC行動規範に反する行為またはそのおそれがある事実の早期発見に努めます。MJCヘルプラインは社外に通報相談窓口を設け、通報者に対する匿名性を担保するとともに不利益となる取扱いの防止を保証しております。
- ii. 当社は、経営監査室を設置しており、経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与することを基本方針に掲げ、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実を図っております。
- iii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令および社内規程に基づき適正に保存および管理しております。また、法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に把握、分析、評価した上で適切な対応策を準備し、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な対応を行うとともに、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行っております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は、経営の基本方針・法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関と位置づけ、運用を図っております。

また、当社は、環境変化等に対応した会社全体の将来のビジョンを定めるため、長期的に当社が目指す姿をまとめたMJC Future Vision、および単年度の事業計画を策定しております。

さらに、取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行および施策の実施等について審議しております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の経営の意思決定機能および執行監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、役割と責任を明確化して、それぞれの機能強化を図っております。

#### ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社主管部統括の下、当社各部門がそれぞれ担当する子会社に対し、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については予め当社の承認を求めることや、当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行っております。

また、当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」といいます）に適用されるコンプライアンス規程を定め、当社グループの役員および従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定し、当社グループに配布するなど、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築することとしております。

さらに、当社は、経営監査室を設置し、当社グループ全体に対して内部監査を実施するほか、子会社との各種連絡会・協議会を設置することにより、当社グループ全体の情報管理・危機管理の統一と共有化および経営の効率化を確保しております。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、経営監査室を設置し、経営監査室が監査役の求めに応じて監査役の監査を補助することとしております。監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は人事総務統括部がこれにあたることとしております。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ること、当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けないものとする事により、取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

⑦ **当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制** その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため人事総務統括部の関連部門が監査役の業務を補助しております。

また、内部通報制度により当社または子会社の役職員から担当部門が受けた通報内容について、当社監査役に報告を行うこととしております。さらに、当社は、定期的に当社グループ監査役連絡会を開催し、当社および子会社の監査役間での情報共有を図っております。

また、当社は、内部通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めるとともに、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

⑧ **監査役 of 職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役 of 職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けているほか、当社監査役がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役 of 職務の執行に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理することとしております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               |
|-----------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>20,944</b> |
| 現金及び預金          | 11,375        |
| 受取手形及び売掛金       | 5,202         |
| 製品              | 384           |
| 仕掛品             | 2,450         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,032         |
| 未収消費税等          | 400           |
| その他             | 144           |
| 貸倒引当金           | △45           |
| <b>固定資産</b>     | <b>13,299</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,564</b>  |
| 建物及び構築物         | 3,306         |
| 機械装置及び運搬具       | 3,328         |
| 土地              | 2,006         |
| 建設仮勘定           | 430           |
| その他             | 492           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,047</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,687</b>  |
| 投資有価証券          | 2,095         |
| 退職給付に係る資産       | 117           |
| 繰延税金資産          | 26            |
| その他             | 618           |
| 貸倒引当金           | △170          |
| <b>資産合計</b>     | <b>34,244</b> |

| 負 債 の 部            |               |
|--------------------|---------------|
| <b>流動負債</b>        | <b>8,543</b>  |
| 支払手形及び買掛金          | 4,415         |
| 短期借入金              | 1,110         |
| 未払金                | 1,206         |
| 未払法人税等             | 192           |
| 前受金                | 13            |
| 賞与引当金              | 587           |
| 役員賞与引当金            | 26            |
| 製品保証引当金            | 527           |
| その他                | 462           |
| <b>固定負債</b>        | <b>2,874</b>  |
| 長期借入金              | 511           |
| 繰延税金負債             | 403           |
| 退職給付に係る負債          | 1,891         |
| 長期未払金              | 25            |
| 資産除去債務             | 34            |
| その他                | 8             |
| <b>負債合計</b>        | <b>11,418</b> |
| 純 資 産 の 部          |               |
| <b>株主資本</b>        | <b>21,311</b> |
| 資本金                | 5,018         |
| 資本剰余金              | 5,705         |
| 利益剰余金              | 12,250        |
| 自己株式               | △1,663        |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,221</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | 1,090         |
| 為替換算調整勘定           | △78           |
| 退職給付に係る調整累計額       | 209           |
| <b>新株予約権</b>       | <b>292</b>    |
| <b>純資産合計</b>       | <b>22,825</b> |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>34,244</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 27,954 |
| 売上原価            |     | 17,518 |
| 売上総利益           |     | 10,436 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 8,969  |
| 営業利益            |     | 1,466  |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 14  |        |
| 受取配当金           | 62  |        |
| 受取賃貸料           | 72  |        |
| 保険解約返戻金         | 27  |        |
| その他             | 47  | 225    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 10  |        |
| 為替差損            | 31  |        |
| 休止固定資産減価償却費     | 3   |        |
| 支払手数料           | 8   |        |
| その他             | 11  | 65     |
| 経常利益            |     | 1,626  |
| 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益         | 0   |        |
| 投資有価証券売却益       | 619 |        |
| 新株予約権戻入益        | 4   | 624    |
| 特別損失            |     |        |
| 固定資産売却損         | 24  |        |
| 固定資産除却損         | 6   |        |
| 減損損失            | 240 | 271    |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 1,979  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 512 |        |
| 法人税等調整額         | 390 | 902    |
| 当期純利益           |     | 1,077  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 197    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 879    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株主資本  |       |        |        |        |
|---------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                           | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 2018年10月1日 残高             | 5,018 | 5,934 | 12,111 | △943   | 22,120 |
| 連結会計年度中の変動額               |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                    |       |       | △740   |        | △740   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |       |       | 879    |        | 879    |
| 自己株式の取得                   |       |       |        | △719   | △719   |
| 連結子会社株式の追加取得による持分の増減      |       | △229  |        |        | △229   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |       |       |        |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —     | △229  | 139    | △719   | △809   |
| 2019年9月30日 残高             | 5,018 | 5,705 | 12,250 | △1,663 | 21,311 |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|--------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |        |
| 2018年10月1日 残高             | 1,735        | 132      | 54           | 1,921         | 245   | 811     | 25,099 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |              |               |       |         |        |
| 剰余金の配当                    |              |          |              |               |       |         | △740   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |              |          |              |               |       |         | 879    |
| 自己株式の取得                   |              |          |              |               |       |         | △719   |
| 連結子会社株式の追加取得による持分の増減      |              |          |              |               |       |         | △229   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △644         | △211     | 155          | △700          | 46    | △811    | △1,464 |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △644         | △211     | 155          | △700          | 46    | △811    | △2,274 |
| 2019年9月30日 残高             | 1,090        | △78      | 209          | 1,221         | 292   | —       | 22,825 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               |
|-----------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>17,504</b> |
| 現金及び預金          | 8,090         |
| 受取手形            | 2             |
| 売掛金             | 5,714         |
| 製品              | 187           |
| 仕掛品             | 2,171         |
| 原材料及び貯蔵品        | 914           |
| 前払費用            | 29            |
| 未収消費税等          | 321           |
| その他             | 72            |
| <b>固定資産</b>     | <b>14,295</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,887</b>  |
| 建物              | 2,763         |
| 構築物             | 53            |
| 機械及び装置          | 2,916         |
| 車両運搬具           | 0             |
| 工具、器具及び備品       | 422           |
| 土地              | 1,300         |
| 建設仮勘定           | 430           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,026</b>  |
| 借地権             | 719           |
| ソフトウェア          | 279           |
| その他             | 27            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,380</b>  |
| 投資有価証券          | 2,095         |
| 関係会社株式          | 2,298         |
| 出資金             | 15            |
| 関係会社出資金         | 690           |
| 長期前払費用          | 75            |
| 破産更生債権等         | 147           |
| その他             | 228           |
| 貸倒引当金           | △170          |
| <b>資産合計</b>     | <b>31,799</b> |

| 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|
| <b>流動負債</b>     | <b>7,664</b>  |
| 支払手形            | 154           |
| 買掛金             | 4,234         |
| 短期借入金           | 160           |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 610           |
| 未払金             | 1,065         |
| 未払費用            | 203           |
| 未払法人税等          | 26            |
| 前受金             | 3             |
| 預り金             | 40            |
| 賞与引当金           | 550           |
| 役員賞与引当金         | 26            |
| 製品保証引当金         | 511           |
| その他             | 77            |
| <b>固定負債</b>     | <b>2,867</b>  |
| 長期借入金           | 511           |
| 繰延税金負債          | 273           |
| 退職給付引当金         | 2,019         |
| 資産除去債務          | 34            |
| その他             | 29            |
| <b>負債合計</b>     | <b>10,532</b> |
| 純 資 産 の 部       |               |
| <b>株主資本</b>     | <b>19,883</b> |
| 資本金             | 5,018         |
| 資本剰余金           | 5,976         |
| 資本準備金           | 5,769         |
| その他資本剰余金        | 206           |
| 利益剰余金           | 10,551        |
| 利益準備金           | 116           |
| その他利益剰余金        | 10,435        |
| 繰越利益剰余金         | 10,435        |
| 自己株式            | △1,663        |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>1,090</b>  |
| その他有価証券評価差額金    | 1,090         |
| <b>新株予約権</b>    | <b>292</b>    |
| <b>純資産合計</b>    | <b>21,266</b> |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>31,799</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |              |
|-----------------|-------|--------------|
| 売上高             |       | 23,589       |
| 売上原価            |       | 15,711       |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>7,878</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 8,141        |
| <b>営業損失</b>     |       | <b>△262</b>  |
| <b>営業外収益</b>    |       |              |
| 受取配当金           | 1,631 |              |
| 受取賃貸料           | 57    |              |
| その他             | 61    | 1,750        |
| <b>営業外費用</b>    |       |              |
| 支払利息            | 9     |              |
| 為替差損            | 29    |              |
| 休止固定資産減価償却費     | 3     |              |
| 支払手数料           | 8     |              |
| その他             | 0     | 51           |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>1,435</b> |
| <b>特別利益</b>     |       |              |
| 固定資産売却益         | 11    |              |
| 投資有価証券売却益       | 619   |              |
| 新株予約権戻入益        | 4     | 636          |
| <b>特別損失</b>     |       |              |
| 固定資産売却損         | 24    |              |
| 固定資産除却損         | 5     |              |
| 減損損失            | 240   | 270          |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>1,801</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 209   |              |
| 法人税等調整額         | 300   | 509          |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>1,291</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |          |         |       |                     |         |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |                     |         |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 2018年10月1日 残高           | 5,018 | 5,769 | 206      | 5,976   | 116   | 9,883               | 10,000  |
| 事業年度中の変動額               |       |       |          |         |       |                     |         |
| 剰余金の配当                  |       |       |          |         |       | △740                | △740    |
| 当期純利益                   |       |       |          |         |       | 1,291               | 1,291   |
| 自己株式の取得                 |       |       |          |         |       |                     |         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |       |       |          |         |       |                     |         |
| 事業年度中の変動額合計             | —     | —     | —        | —       | —     | 551                 | 551     |
| 2019年9月30日 残高           | 5,018 | 5,769 | 206      | 5,976   | 116   | 10,435              | 10,551  |

|                         | 株主資本   |        | 評価・換算差額等         | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|--------|--------|------------------|-------|--------|
|                         | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 |       |        |
| 2018年10月1日 残高           | △943   | 20,051 | 1,735            | 245   | 22,032 |
| 事業年度中の変動額               |        |        |                  |       |        |
| 剰余金の配当                  |        | △740   |                  |       | △740   |
| 当期純利益                   |        | 1,291  |                  |       | 1,291  |
| 自己株式の取得                 | △719   | △719   |                  |       | △719   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |        |        | △644             | 46    | △597   |
| 事業年度中の変動額合計             | △719   | △168   | △644             | 46    | △765   |
| 2019年9月30日 残高           | △1,663 | 19,883 | 1,090            | 292   | 21,266 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月12日

株式会社日本マイクロニクス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |    |     |
|--------------------|-------|----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神代 | 勲 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高原 | 透 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本マイクロニクスの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本マイクロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月12日

株式会社日本マイクロニクス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |    |   |   |
|--------------------|-------|----|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神代 | 勲 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高原 | 透 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本マイクロニクスの2018年10月1日から2019年9月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月12日

株式会社日本マイクロニクス監査役会

常勤監査役 新原伸一 ㊟

社外監査役 土屋健吾 ㊟

社外監査役 内山忠明 ㊟

以上





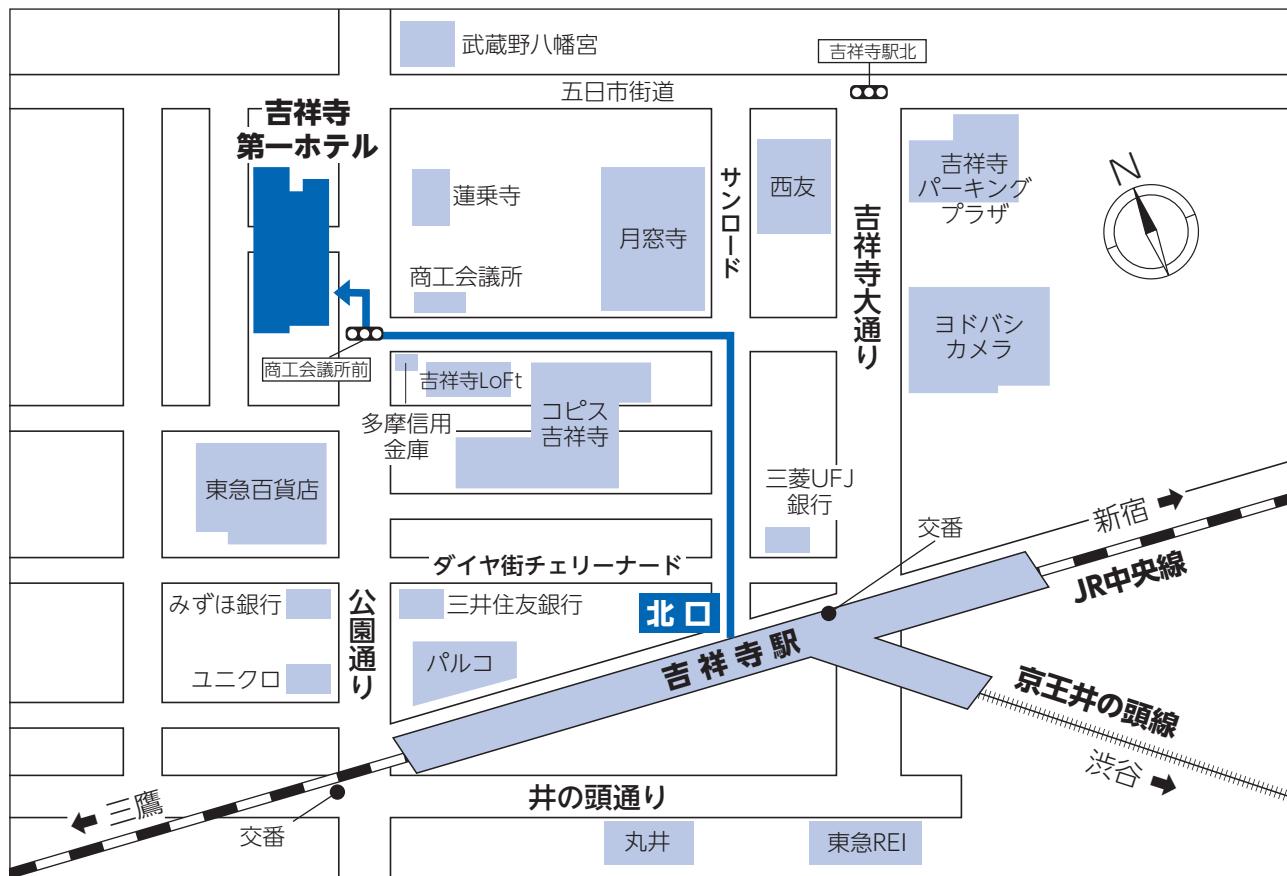
# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号  
**吉祥寺第一ホテル 八階「天平の間」**

交通

JR・京王井の頭線吉祥寺駅  
**吉祥寺駅北口 徒歩5分**



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォントを  
 採用しています。